

合併市に関する調査

記入月日：平成17年2月17日

基礎情報

都道府県・市名	広島県・東広島市（ひがしひろしまし）
合併期日	平成17年2月7日
合併形式	編入合併
住所（旧市町村名も記載）	広島県東広島市西条栄町8番29号（旧東広島市）
人口（合併直前の国調）	175,346人
面積	635.32km ²
議員定数	30人（条例定数）[定数特例により43人]
関係市町村名	東広島市、黒瀬町、福富町、豊栄町、河内町、安芸津町

関係市町村合併直前の状況

	市町村名	人口（人）	面積（km ² ）	議員数（人）	高齢化比率（%）
関係市町村	東広島市	123,423	288.45	30	12.4
	黒瀬町	25,351	63.84	18	14.4
	福富町	2,892	60.71	10	31.4
	豊栄町	4,404	72.56	12	34.9
	河内町	6,941	84.68	14	29.6
	安芸津町	12,335	65.08	14	25.9
	合計	-	175,346	635.32	98

関係市町村の財政状況

*数値は合併直前の決算数値を使用。ただし、平成14年4月1日以降合併の場合、合併直前の予算を記入。
平成16年度一般会計当初予算 / 財政力指数は平成13～15年度の3か年平均

	市町村名	歳入合計（千円）	地方税（千円）		指定団体等の指定状況	財政力指数
			地方税	地方交付税		
関係市町村	東広島市	42,195,000	17,812,503	4,000,000		0.81
	黒瀬町	7,819,451	2,248,216	1,745,000		0.54
	福富町	2,793,000	203,102	977,744	過疎、振興山村	0.20
	豊栄町	2,930,194	344,946	1,152,361	過疎、振興山村	0.23
	河内町	4,147,000	675,427	1,663,000	過疎、振興山村	0.31
	安芸津町	5,697,588	1,179,761	1,401,672		0.42
	合計	-	65,582,233	22,463,955	10,939,777	-

合併の概要

合併協議会の期日	設置年月日：平成15年5月20日	解散年月日：平成17年2月6日
内容	名称：東広島圏域（東広島市・黒瀬町・福富町・豊栄町・河内町・安芸津町）合併協議会 構成：会長〔東広島市長〕、副会長〔福富町長、安芸津町長〕、 委員〔1市5町の首長・助役・議長・議会の合併に関する特別委員会の委員長、 学識経験者（各市町代表2名ずつ、各種団体代表7名）〕 計44名 開催回数：14回 協議項目数：42項目	
住民発議について	無	
市町村建設計画	計画の期間：平成17年2月7日～平成27年3月31日	
基本計画の主要項目	さらなる発展と利便性の高い暮らしのための基盤づくり 安全で快適な生活環境づくり 誰もが安心して暮らせる地域づくり 知的資源を活用した地域づくり 多彩で活力あふれる産業づくり 豊かな資源を活用した交流ネットワークづくり 個性と創造性あふれる人づくり	
旧市町村庁舎の利活用	東広島市役所：本庁、旧5町役場：支所	
電算システムの統合	1.新規システムの構築 2.既存システムの活用 3.相互システムの活用 4.その他 から選択	回答 2
議会の議員の定数に関する特例	有	有の場合：13名（黒瀬町6名、福富町1名、豊栄町1名、河内町2名、安芸津町3名）
議会の議員の在任に関する特例	無	有の場合：-年-ヶ月
議会の議員の報酬額	月額：議長54万円、副議長48万7千円、議員44万円	
地域審議会の設置について	有	
内容	設置区域：旧町の区域ごと（5審議会） 設置期間：平成17年2月7日～平成27年3月31日 組織：委員15名以内（公共的団体の役職員、学識経験を有する者、その他） 任期：2年（再任可） 報酬：東広島市の附属機関のその他委員の報酬額（現行：日額9,200円）	
地方税に関する特例	有	
内容	法人市民税の法人税割については、合併の日の属する年度及びこれに続く3か年度は現行の税率を採用する。ただし、東広島市に支店、営業所等を有する法人は除くものとする。 都市計画税については、都市計画事業等の進展に合わせて課税する。	
合併特例債発行限度額（億円）	479.2億円（基金造成分は除く）	

その他

協議された事項	主要項目について、簡単な内容を含め 10項目 ご記入ください。（例：庁舎の位置 等） 合併の方式（東広島市への編入） 合併の期日（平成17年2月7日） 新市の名称（東広島市） 事務所の位置（東広島市役所を本庁とし、5町役場の位置にそれぞれ支所を置く。） 財産の取扱い（すべて東広島市へ引き継ぎ、新たな財産区は設置しない。） 議会議員の定数及び身分の取扱い（東広島市議会の議員の残任期間に限り定数特例を適用する。） 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い（5町選挙委員のうち15名を互選し、東広島市農業委員の残任期間、引き続き在任する。） 一部事務組合の取扱い（賀茂広域行政組合は合併日の前日に解散し、業務及び職員の身分は東広島市が引き継ぐ。安芸津町が加入していた竹原広域行政組合へ合併日に東広島市が加入する。広島県市町村職員退職手当組合及び広島県市町村公務災害補償組合へ合併日に東広島市が新たに加入する。） 町名・字名の取扱い（従来の町の名称をもって町名とする。黒瀬町の住居表示区域は従来の町名に「黒瀬」の冠称を付する。字名は「大字」の2文字を削除する。） 地域審議会の取扱い（5町の区域ごとに地域審議会を設置する。）
	残された課題について、箇条書きでご記入ください。

地域審議会の立ち上げ
ごみ・し尿処理業務、消防業務の一体化
公共的団体の統合
補助金等の見直し